

2025年1月21日

受益者の皆さまへ

アセットマネジメントOne株式会社

「グローバル新世代関連株式ファンド」
投資信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、弊社の追加型証券投資信託「グローバル新世代関連株式ファンド（愛称：ミレニアルズ）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、投資信託約款の変更（以下「約款変更」といいます。）をさせていただく予定といたしましたので、お知らせ申し上げます。

この約款変更は、「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定に従い、書面による決議をもって決定されます。2025年1月21日時点の当ファンドの受益者の皆さまは、書面決議において議決権を行使することができます。

約款変更は、議決権を行使できる受益者さまの議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。

■ 必要な手続きについて

賛成の場合 → お手続きの必要はございません。

ご返信がない場合はご賛成いただいたものとみなしますので「議決権行使書面」をご郵送いただく必要はございません。

反対の場合 → 「反対」の意思表示を行ってください。

4ページの「約款変更に対する場合のお手続き」をご参照いただき、「議決権行使書面」をご郵送ください。

本件につきご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。
なお、お客さまの口座内容等に関するご照会は、取扱販売会社にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社
【コールセンター】0120-104-694 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

敬具

1. 約款変更の内容と理由

<約款変更の内容>

当ファンドの投資ユニバースを“ミレニアルズ投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業”から“新世代投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業”に変更するとともに、信託期間の延長（2046年4月17日まで）を行います。また、少額投資非課税制度（NISA）の特定非課税管理勘定（成長投資枠）（以下「成長投資枠」といいます。）の対象とするために、デリバティブ取引および外国為替予約取引の利用目的の明確化を行います。

<約款変更の理由>

当ファンドは2016年4月18日に設定され、主としてわが国を含む世界の株式に投資し、投資信託財産の成長を目指して運用を行ってまいりました。また、当ファンドのポートフォリオ構築にあたっては、新世代（設定時においてはミレニアルズ）に着目し、ミレニアルズの特徴と関連する投資テーマの市場の成長の恩恵を受ける企業のうち、競争優位性およびその持続可能性、経営陣の質の評価に基づき選定した質の高い銘柄群のなかから、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を中心に投資を行ってまいりました。現状、当ファンドの信託期間は2026年4月17日（以下「償還予定日」といいます。）までとしておりますが、当ファンドの名称として冠している「グローバル新世代」をテーマとする株式の銘柄選定とポートフォリオ構築は、償還予定日以降も引き続き魅力的かつ有効な投資手法であり、投資信託財産の成長に寄与し得るものと考えております。一方で、歳月の経過によって、「ミレニアルズ」よりも新しい世代が「グローバル新世代」の中心的存在になりつつあります。

このような考えに基づき、当ファンドは、信託期間を延長するとともに、今後は投資ユニバースを“ミレニアルズ投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業”に限定せず、各時代における“新世代投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業”として運用を行うことが受益者の利益に資すると考え、投資ユニバースを“新世代投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業”に変更し、ミレニアルズの次世代等も含めた長期的なテーマでの運用とするとともに、信託期間を2046年4月17日までとしたいと考えております。併せて、ファンドの愛称“ミレニアルズ”の削除も行います。

また、2024年1月から開始された少額投資非課税制度（NISA）の成長投資枠については、信託契約期間の定めがないこと又は20年以上の信託契約期間が定められていることが要件の一つであるところ、今回の信託期間の延長によりその要件を充足することになります。当ファンドを成長投資枠の対象とすることも受益者の利益に資すると考え、成長投資枠の要件の一つであるデリバティブ取引等の利用目的に関する記載についても所要の変更を行います。

上述の運用の基本方針の変更は、重大な約款変更にあたることを考えておりますことから、約款の規定に基づき書面決議の手続きを実施することといたしました。

2. 手続きの日程と概要

公告日	2025年1月21日	本手続きの対象となる受益者の確定日
議決権の行使期限	2025年2月19日まで	議決権行使書面の受付期限
書面決議の日	2025年2月20日	約款変更の可否決定日
約款変更適用日(予定)	2025年3月10日	可決した場合の約款変更適用予定日

- ※ 公告はアセットマネジメントOne株式会社のホームページに掲載します（電子公告）。
（ホームページ：<https://www.am-one.co.jp/>）
なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ※ 書面による議決権の行使については、2025年1月21日現在の受益者の皆さまを対象としております。2025年1月22日以降に取得された受益権口数（2025年1月18日以降に取得申込みをされた受益権口数）は本件の対象とはなりません。ご了承ください。

3. 書面による議決権行使の方法

【約款変更に賛成の場合】 ⇒ お手続きの必要はございません。

【約款変更に反対の場合】 ⇒ 次ページのお手続きが必要です。

※書面決議において議決権を行使しない場合（議決権行使書面をご郵送されない場合）は、当ファンドの信託約款の規定に基づき、約款変更について賛成していただけるものとしてお取扱いさせていただきます。したがって、当ファンドの約款変更に賛成していただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

なお、賛成の旨の議決権を行使することも可能です。その際は、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入および記載内容をご確認のうえ、同封の返信用封筒に封入し、アセットマネジメントOne株式会社にご郵送ください。賛成の手続きや記載方法等は次ページの反対の際の手続き方法をご確認ください。

【約款変更に関する反対する場合のお手続き】

反対される受益者の皆さまは、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にて、アセットマネジメントOne株式会社にご郵送ください。なお、2025年2月19日までにアセットマネジメントOne株式会社に到着した分を有効とさせていただきます。

議決権行使書面にご記入いただく内容

- a. 記入日
- b. 賛成・反対の別（どちらかに○印をつけてください）
※反対される受益者の方は、「反対」に○印をつけてください
- c. 日中連絡先（電話番号）

<ご記入にあたってのご注意事項>

- ・「議決権行使書面」にあらかじめ記載してあります「お名前」、「ご住所」、「販売会社・取扱店」、「議決権数（受益権口数）」をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。
- ・同一の受益者の方が同一の議案に対して、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、重複行使された議案の全ての議決権に関して無効とさせていただきます。
- ・賛成・反対の表示がない議決権行使書面（賛成・反対のどちらにも○印がつけられていないもの）をご郵送いただいた場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

なお、返信用封筒をご使用にならない場合には、以下の宛先にご送付ください。

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄鋼ビルディング
アセットマネジメントOne株式会社
商品開発グループ ディスクロージャーチーム 書面決議受付係

（※同封の返信用封筒は料金受取人払専用のため、別の郵便番号となっています。）

<ご送付いただいた議決権行使書面の取り扱い>

- ・ご記入内容に不備がある場合や判読困難な場合などは、受益者の皆さまの権利保護の観点から、販売会社またはアセットマネジメントOne株式会社から確認のご連絡を差し上げることがありますのでご了承ください。
- ・受益者の皆さまの個人情報情報はアセットマネジメントOne株式会社のホームページに掲載している「個人情報保護に関する事項 お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則って取り扱い、書面決議に関する事務を処理する目的以外には使用いたしません。また、取得した個人情報情報は必要な範囲で弊社および販売会社において共有いたします。

4. 約款変更の実施の判定

約款変更については、2025年2月20日に賛成・反対の口数を集計し、実施するか否かを判定いたします。

＜約款変更を実施する場合＞

書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。

可決された場合、2025年3月10日に、当ファンドの約款変更を行います。

＜約款変更を実施しない場合＞

書面決議において否決された場合（賛成が3分の2未満であった場合）には、当ファンドの約款変更は行いません。

否決された場合、約款変更を行わない旨を、速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。

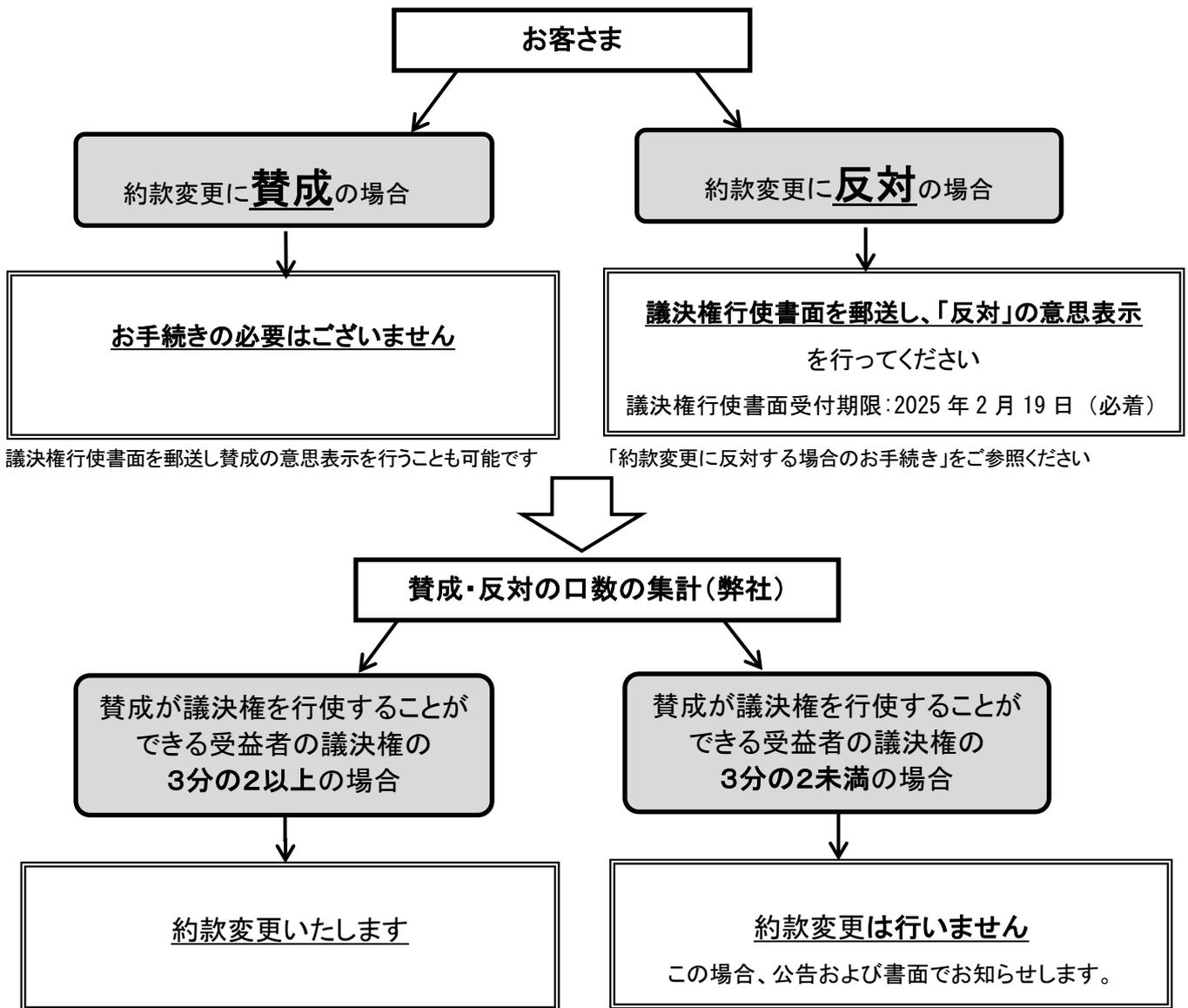
※書面決議の結果は、2025年2月20日（書面決議の日）以降、アセットマネジメント

One株式会社のホームページ (<https://www.am-one.co.jp/>) およびコールセンター（電話：0120-104-694【営業日の午前9時～午後5時】）にてご確認いただけます。

※当ファンドは毎日基準価額が算出され、換金が可能な投資信託に該当するため、本議案に反対された受益者が、受託銀行に対し買取請求することはできません。

以 上

<ご参考①> お手続きの流れ



※ 書面決議の結果は、2025年2月20日以降、アセットマネジメントOne株式会社のホームページ (<https://www.am-one.co.jp/>) およびコールセンター（電話：0120-104-694【営業日の午前9時～午後5時】）にてご確認いただけます。

議決権行使期間中、および書面決議の日以降においても、販売会社において通常通り当ファンドのご換金（解約）のお申込みを受け付けます。

<ご参考②> 約款変更に関するQ & A

Q1：なぜ、約款変更を行うのですか？

当ファンドの名称として冠している「グローバル新世代」をテーマとする株式の銘柄選定とポートフォリオ構築は、償還予定日（2026年4月17日）以降も引き続き魅力的かつ有効な投資手法であり、投資信託財産の成長に寄与し得るものと考えております。一方で、歳月の経過によって、「ミレニアルズ」よりも新しい世代が「グローバル新世代」の中心的存在になりつつあります。

このような考えに基づき、当ファンドは、信託期間を延長するとともに、今後は投資ユニバースを“ミレニアルズ投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業”に限定せず、各時代における“新世代投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業”として運用を行うことが受益者の利益に資すると考えました。

また、当ファンドを少額投資非課税制度（NISA）の成長投資枠の対象とすることも受益者の利益に資すると考え、成長投資枠の要件の一つであるデリバティブ取引等の利用目的に関する記載についても所要の変更を行います。

以上のことから、今般の変更が受益者の皆さまの利益に資すると考え、書面決議にて賛否を問うことといたしました。

Q2：約款変更の手続きに対して、受益者として何をしなければならないのですか？

約款変更賛成の場合は、お手続きの必要はございません。

約款変更反対の場合は、お手続きが必要です。4ページの「約款変更反対する場合のお手続き」をご参照の上、お手続きください。

Q3：約款変更を実施するか否かは、どのように決定されますか？

書面決議により決定します。議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決され、賛成が3分の2未満であった場合には否決となります。

Q4：書面決議（約款変更するか否か）の結果は、どのようにすれば知ることができますか？

書面決議の結果は、2025年2月20日（書面決議の日）以降、アセットマネジメントOne株式会社のホームページまたはコールセンターにてご確認いただけます。

ホームページ：<https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：電話 0120-104-694（営業日の午前9時～午後5時）

Q5：約款変更の実施が決定された場合、どのようにになりますか？

約款変更適用日より、変更後の投資ユニバースで運用を行います。また、信託期間を延長し、少額投資非課税制度（NISA）の成長投資枠の適用となります。ファンドの愛称“ミレニアルズ”を削除します。

Q6：約款変更が実施されないこととなった場合、どのようにになりますか？

書面決議で約款変更が否決された場合には、約款変更は行わず、従来どおりの運用を継続し、2026年4月17日に償還する予定です。

Q7：ファンドを売却することは可能ですか？

約款変更の可否に関わらず、売却はいつでも可能です。

その他、ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社のコールセンター（電話：0120-104-694）【営業日の午前9時～午後5時】